

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年5月7日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年5月7日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
参 事	森 本 陽 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
建設産業部長	日 名 子 達 也 君	産業振興課長	川 内 佳 代 子 君

本日の委員会に付した案件

- (1) 第2回定例会の議会運営について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時35分

○委員長（岩永政則委員）

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

本日は新型コロナウイルスの感染に伴い、6月議会開会を前に議会運営委員会として意見調整をいたしたく、開催をするということでお願いをいたしたところでございます。2、3点ございますので御審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。今日は冒頭に議長から一言報告がございます。それから議題の1点目としては6月議会の開会にあたり、基本的な事項として数点、意思統一を図りたいと思っております。大きい2点目としては一般質問の件につきまして、どうあるべきかという議長からの諮問的なものがございましたので、それを議題としたいと思っております。3点目には新型コロナウイルス感染に伴います町への要望について、議会として要望か、あるいは意見書かにつきまして、提出をしていくべきだろうという考えを議長がお持ちでございまして、その件について全協にもお願いがあると思えますけれども、その前に議運の場で考え方を述べていただきまして、どうするかを御検討いただきたいと思っております。以上、本日の議題とさせていただきます。

日程的に申し上げますと11時前までには終わりたいと。11時から災害対策の役員会がございます。1時半から全員協議会が開催されるという日程でございますから、スムーズな会の運営に御協力いただければというふうにお願ひ申し上げます。

もう1点は議長から報告があったあとに、町長が報告をする時間を設けて欲しいという申し入れがっておりますので、それを1題目の基本的な事項が終わり次第、5分程度入れればどうかと予定しておりますので、こちらの時間も審議の途中でやるよりは時間が終わってから。向こうも向こうで時間があるようでございますので、そういう調整をさせていただきますので、冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

それでは、冒頭に議長からの御報告があります。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。大変難しいときになっております。新型コロナウイルス感染症が日本中、世界中に蔓延しております。解決するためにはまだ未知であるということで大変難しい問題だと考えております。今日は町長の申し出といたしまして、1つは専決処分の報告、そしてお願いということで2点あります。専決処分は全国一律の給付金10万円と児童手当1万円についての報告だと思いますけれども、これにつきましては4月30日に補正予算が通りまして、そのときに専決をされた報告だと御理解いただければと思っております。あと1つ、お願いということで、議運長が言われましたように、後程行政から説明に伺うということでございますので、そのときに詳しく説明はあろうかと思ひますので、そのときに質疑等していただければと思っておりますので御了承いただきたいと思ひます。以上終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは議長からの報告ということで御理解をいただきまして、次に行きたいと思えます。先程申し上げましたように第1点目は6月議会開会に当たり、基本的事項を議題としていきたいと思えます。別紙に他の市、県等を参考に提示をいたしておりますので、事務局長に説明をさせますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今の提案は議長の諮問ですか。それとも誰の提案なのか。その辺りをはっきりして議事に移っていただきたいと思えますよ。今から説明するのは日程には議会日程と規則の改定とか、そういうのが絡めば議会運営委員会の権限なんですけれども、それ以外は議長の諮問としてやっておかれた方が良いのではないかといい思えます。したがって、これから進める提案というのは誰の提案なのか。提案は委員長の提案と議長の諮問しかないんですよ。どちらなのかということをはっきりしてからやってください。

○委員長（岩永政則委員）

その件は先程も触れましたけれども、一般質問の件等を含めまして議長からの諮問でいきたいということで申し上げたと思えますが、この点につきましても議会の運営で、これは委員長発議でもいいわけなんですけれども、議長がうまくやって欲しいという意味で協議をしておかないといけない基本的なことが。日程等は別ですよ。そういうことで今申し上げたような形で進めさせていただきたいと思っておりますからよろしくお願ひします。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

議長諮問ですね。確認です。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

それでは私の方から資料について御説明をさせていただきます。表題の第2回定例会の議会運営について（新型コロナウイルス対策）ということでお示しをさせていただいております。上の2つ、4月14日の長崎市議会と下の4月20日の県議会。長崎市議会はコロナ対策本部での決定。県議会については議会運営委員会での決定ということで、これは新聞から拾った内容でございます。市議会については一般傍聴の自粛、緊急事態宣言区域に入ったときの滞在最終日から2週間の自宅待機をするということ、他都市への視察の見合わせ、県外旅行は議長に報告、議会中の関係者のマスク着用義務、発熱時の自宅療養ということで報道をされております。県議会につきましては常任委員会での審査を議案と請願に留めるということと、一般傍聴の自粛、登庁前の体温測定、本会議での理事者出席範囲の配慮ということで報道をされていたところです。下の方で太字で書かせていただいております。事務局で感染予防策ということと3密防止策ということでまとめさせていただいております。感染予防策が議事堂内の消毒。机、椅子、ドアノ

ブ等の消毒をするということと、庁舎出入口、4階出入口の手指消毒液配置。こちらにつきましては3月議会でもさせていただいております。それと議員、職員の登庁前の検温を義務化してはどうかという提案。あと発熱者の体温37.5度以上を37度に変えることも可能だと考えてはおりますが、その辺も決めてはどうかということでの御提案です。議事堂内のマスク着用義務、今回は発言時も外さないということ。それと一般傍聴の自粛要請。これは来たときには席を空けたりして席指定をしたいということで考えております。それと視察研修等、移動の見合わせということですね。これが感染予防策ということで項目を上げさせていただいております。3密防止策ですけども、換気をするために4階の窓全部と議場の出入口の4か所全部、開けっ放しにしてはどうかということ。それと議席につきましてはマイクが動かさませんので動かさないのかなということと考えております。ただ、よその議会等を見ますと全員入らないということを決めて、例えばうちで言えば2人並んだ机になっておりますけども、1人ずつ後ろに座るとか、離れて座るとか。例えば控室に控えるとか。そういうことをしている議会もあるようでございます。定足数を割らないように時間を決めて入れ換えたりとか、そういう交代制をしている所もございました。それと一番下が理事者については関係部課長のみの出席で良いと決めてはどうかと言う御提案でございます。これにつきまして項目ごとに「しなくていい」、「どうしよう」ということを決定させていただいて、全協に諮っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明が終わりましたけれども、今の資料の順序にならないかもしれませんが、一つ一つ潰していきたいと思っておりますので忌憚のない意見を出しながら、良い結論を得ていきたいと思っております。それでは第1点目として傍聴の件を検討いただきたいと思うんですが、本会議並びに委員会の傍聴についてどうした方が良いのか。先程説明がありましたように、県は4月21日に新聞に載りました。それで長崎市が4月15日に何点かを示して新聞に載りました。そういうものをまとめて説明をいたしたわけですけども、県並びに市につきましても自粛の方向で取り扱いがされるようでございますけども、どうでしょうかね。自粛の方向で進めた方が良いと思われませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

この感染予防の中からはまず第1点。議事堂内の手が触れる机、椅子、ドア等の消毒。これは当然しないといけないと思うんですが、こういうのは事務局ですればいいわけですけどもね。協議する必要もないと思っておりますけども、消毒をした方が良いでしょうね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

是非するべきだと思いますけど、どういう頻度でやるのか。今、既に手すりに触ったり机に触ったりしてますけど、事務局でやれば良いて事務局だけでできるものなのかですね。その辺もしっかり確定しとった方が良いんじゃないかな。何に基づいて消毒をするのかですね。消毒液をかけてそのあと拭くものなのか。議員がその場で座ってる議席だとかっていうのは自分でやればいいものであって、あとドアノブだとか複数の人が触る所については事務局にお願いするとか、そういうところをどういう頻度でやるのか。時間おきにやるのか。会議が一旦終了するたびにやるのか。その辺もどうするのか。単なる消毒しますと言うだけでは誰かがしたんじゃないかという判断でできてない場合もあるんで、その辺まで明確にしとった方が良いんじゃないかなと思うんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

中身まで協議をしております。事務局長、説明をしてください。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

1点目の消毒の件ですけども基本的には開会前に机、椅子、ドアノブ等全部やるつもりであります。前の日にですね。初日迎えまして皆様が議事堂に上がってこられる方が2点目の手指消毒をきっちりしていただければ、基本的に消毒を頻繁にする必要はないと。入る人間がきれいな手で触る以上はですね。ですから逆に2点目の手指消毒を皆さんが休憩とかトイレとか行かれた都度、議事堂内に入る前に手指消毒の徹底さえしていただければ、基本的には消毒を頻繁にすることは考えておりません。開会前にやって、それと朝一で実際に使う部屋の机とか。手が触る所については職員で対応できるということで考えておりますので。1日に何回もということは考えておりません。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

これは毎日やられた方が良いと思いますね。そこまで徹底してやらないと。私もよくテレビなんかでレストランとか飲食店とか、丁寧に机まで拭いていろいろやっておられるんですよね。だから毎日やられた方が良いと思います。それと消毒の範囲ですけれども、噴霧器を使ってやるかどうかというのもあります。だから消毒の範囲というのは長与町にも専門家がおられるわけですから。保健師辺りと相談されてどの範囲までやるかっていうのは決めてもらえばそれでいいのではないかと。ただ、やっぱりこれ毎日やるべきだと思いますね。それは言えると思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

毎日やる必要性についてですけども、その場に菌を持っているか持っていないか分からない不特定多数の人間が出入りをするというような場所でもございませんので、とに

かく出入口で手指の消毒の徹底が基本的にされておれば、万が一、菌を持ってる方が入ってきたとしても、マスクの着用と手指消毒をすればいろんな備品等、設備には菌は移らないということで考えております。それと消毒そのものにつきましては町のコロナ対策本部で庁舎消毒をするときの基本と言うことで、まだ庁内でも感染者が出ておりませんで、特に4階は一番人が来ない所でございますので、手の触れるところをアルコールもしくは次亜塩素酸で拭き取るという消毒をさせていただきたいということで考えております。毎日、朝から皆さんが入る前にやってしまいたいということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町役場は今どうされてるのか、消毒はですね。参考までに教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

役場につきましては出入口のアルコール消毒液。特に1階フロアにつきましてはカウンターとか手すりとかそういう所について、アルコールとか次亜塩素水の消毒を毎日行っている状況です。

○委員長（岩永政則委員）

消毒は行うということで確認して良いですね。

（「異議なし」の声あり。）

次に手とか指の消毒の徹底ということで良いですかね。それから議員、職員への登庁前の検温の義務。発熱者が37.5度以上は欠席義務と。これはほかの所もいろいろ新聞にも載ってございましたけども、入る前に消毒は必ず義務付けておるようでございますのでね。体温については役場に来て体温計を渡して、測ってくださいということにはならないだろうと思うんですね。だから自分の家で必ず測って、何度ありますよと朝から事務局に報告をして、37.5度、そうなったらもう会にならないわけですから、常識として考えてもいいことなのかなと思うんですが、どうでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

体温については政府の指針で、今まで通告義務が37.5度で4日以上発熱ということで検査をするというのが出てましたよね。しかし今回からその制度が変わって、熱があっても体調が悪いということであればすぐ報告をしないと変わってるわけですから、この37.5度というのは国としては消えてるわけですね。ですから熱があっても常識的に判断していただくという文章にしかならないと思うんですね。この37.5度というのは既に過去の数字になってるわけですね、国としては。ですから熱があっても体調が悪い方は遠慮していただくという文章が良いんじゃないでしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

検温については各自でやるんですか。よく見ます検温器でおでこのところに当てて体温を測る所があるみたいなので、そういうのは機器の準備だとかで難しいのか。そうしていただければですね。確かに自宅で測って来るというのはいろんな作業を省略できると思うんですけども、確認する上ではそういうことはできないんですかね。職員も自宅で検温をして来るという形なですかね。そこが分かればお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

職員につきましてはコロナ対策本部ができた時点から、毎朝検温をして家を出るということになっております。全職員がそういう対応をしております。それと皆さんが出て来られたものを追い返すというのもしにくい部分もありまして、一番手間が掛からない部分もありますけども、皆様が家を出る前に測っていただいて熱があるということであれば、そこで出てくること自体を止めていただくことが感染拡大を抑えることにもなりますので、できればそういうふうに対応していただければということ考えております。

○委員長（岩永政則委員）

先程言いました、自分で確認をして、何度ですと朝から報告を事務局でメモか何かを自分で書いておけば、あとで確認できるということもありますけども、もし良かったらそういうことでいいですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

検温器ですかね。先程河野さんが言われたように。私も病院によく行くことがあるんですけども、検温器でされるんですけども。そんなに高い物じゃないですね。私もネットで調べましたけども5,000円から6,000円であります。だからそんなに高い物じゃない。ただデジタルで画像で出てくるようなのは高いですけども、それを使っても良いのかなっていう気がいたします。もし使えるんでしたらね。ただ今のように自己申告とするならば喜多方市でしたかね、事務局で記録シートに書かせるという報告をとっておられる所もあります。私はいずれでもいいんですけども、厳格に監視するにはこれが一番良いと。おでこに当てるのが一番良いのかなと思うんですけどね。手間は掛からないし、その場で分かるから。これはいずれでも私は良いのかなと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

集約したいと思います、自宅で測定をして4階の出入口に記載する台をして、そこに名前を打ち込んでおいて日付を横にして、何度と書けるようなものを設置するという

ことでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら対応につきましてはそういうことで進めたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この表現だと、先程竹中委員が言われた37.5度以上が残ってるわけですから、ここ厳密に変えないといけないですよ。検温義務と。言うならばその他いろんな症状がある場合は登庁しないという表現に変えないといけないですよ。全協に示すときは、その文書の表現を変えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

次にマスクにつきましては着用義務をどこでもしておるようでございますから、それで良いですかね。義務という表現でも良いですかね。「マスクは着用する」と言うことが良いのか、義務で良いですか。

（「異議なし」の声あり）

それではマスクの着用を義務化するという事で決定をしたいと思います。

一般傍聴は冒頭に言いましたように本会議、委員会を含めた傍聴につきましては自粛をいただくということで良いでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

視察研修等積極的移動の見合わせというのは委員会等の視察の件でしょう。5月になったんですけど最後の2年目になりますので。2年の期では終わりの2年目ですので。場合によっては早くするようなところも過去は視察研修等もあっておりましたけども当面自粛ということで、時期を見るということが適切じゃないかということで、6月でしたかね、議運の視察研修が来るようになっておった所も、この前中止の通知が来ております。そういうことで当面自粛をするということで良いですね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

昨日でしたかね、長崎県の自粛緩和が大幅に制限されたということで、外出の自粛は一応緩和しますと。制限しませんと。ただし県外への移動は遠慮してくださいというのが出たんですよ。それと自粛の事業を限定するということで、遊興施設はこれまでどおり自粛を要請すると。その他の職業についてはしませんと。パチンコなど含めてしませんとなってるわけですよ、大きな流れとしてはね。だからそういう流れの中で、県外への視察というのは今の県の指導では無理というふうになるわけですね。したがって、範囲をどこまでされるかね。県内も含めてやれるのか。長崎県の指導が出てから県外は無理としても、県内も含めてするのかどうか。その辺りの確認だけしていただければいいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

この点どうなのでしょうね。県内の視察というのがどういふことがあるのかよく分かりませんが、各委員会等が県内のものがあるかもしれませんし分かりませんが、当面5月31日までは全国的な期間ではあるわけですが、内村委員が言われたような長崎県の場合はかなり開放していくような状況であるようではありますけれども、県外は先程言われるように自粛をするということで、各委員会等でも検討していただくとしても、基本的には当面、今日の段階では見合わせをします。研修等については当分の間見合わせをしますということで、あとはそれぞれの委員会で判断をいただく。具体的になればですね。そういうことで良いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そういう集約をさせていただきたいと思います。

次に会場の件なんですけど4階の窓、密室を避けるために議場の出入口等の全開をするということで良いですね。

(「異議なし」の声あり)

このように決定させていただきます。

それから今日もそうなんですけど議運の会場を全協室にいたしましたけども、こういう形で離しまして2メートルは確保するというようなこともありまして、マイク間隔をとるというようなことで書いております。何かございませんかね、ここでは。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

議場出席交代制というのがあつたわけですよ。これも含めてですかね。確かに議場出席交代制と言うのをとつてる所もあるんですよ。最初だけ出ると。なぜかというとな会議の開会に当たつて出席数が充足しないといけなつたですね。だからある自治体では会派制ですけども、半分ずつ出席させて交代で出ると。全員出席したら出て一部は控室にいるとか、そんな方法をとつてる所もあります。そういうことをこれは言つてるのかなと思つたんですけども、そういう提案ですかねこれは。その中身がよく分からないんですけども、どういふ方法でやるのか。出席議員数の確認。充足しないと会議は開けませんのでその関連をどうするかということですよ。そういうところまで含めて検討されてこういう提案されてるかなということを確認したいと思つたんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内村委員が言われるように、そこまで入つていくのかなと私も分からなかつたものだから。委員会の場所であるとか、本会議の場所であるとか、席の作り方であるとかいふのは、本会議の中では一般質問はあとから出るんでしょうけど、議場の中での密を防ぐために上程議案と質問と結審についてはどうしても全員本会議の中におらんといふかんという状況になるわけですよ。委員会と審査をするときには逆に言つたら議場の席

が広いから分けて使えるとか、その辺の具体的な話までここでやるのかどうか含めて、事務局にお尋ねをしときたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

議場の出席交代制と次にあります理事者等についての部課長の出席の件、本会議と委員会等の理事者の出席をどうするのかというのが1つありますね。大きいこととして。本会議初日は議案提案ですから、それを想定してどうすべきか。あるいは一般質問がどの程度出るのか。そのときの議場での理事者の出席をどうするのか。それと翌週の月曜日の質疑と付託のときにどうするのか。あるいは一番最後の採決のときどうするかという区分けもあるだろうと思います。それから委員会では付託案件の審査。例えば部課長と担当者は最小限に留めるとか、その辺りの検討をいただこうと私も予定をしております、その辺りを一緒にぶつ込みで検討いただくようにしましょうかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この出席交代制ですけども可能なのか。やろうと思えばできるんでしょうけど、私は控えときますと言う議員がおられるのかと思ってですね。例えば議場で、この議案私は聞かないでいいと言う議員はおらんと思うんですよ。仮にそういうのを認めてしまえば席札をずっと持って回らないといけないんでしょう。これはもうできないということを決め付けていいんじゃないですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。この議場出席交代制というのは打ち合わせをよくしてなかったんで、どうということだったか、書いた趣旨を簡単に説明をしてください。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

先程の資料説明のときにもお話をさせていただきました。事務局としてはマイク移動ができないので議席はそのままということで考えてはいます。基本的にはですね。ただよその事例を見ると全員入らないように間隔を議席を空けてとるとか、議場出席を定足数を割らないように時間を決めて例えば30分なら30分で交代するというようなことをやっている議会もありますということで事例として御提示をさせていただいて、それをどうするかというのは皆さんで決めていただくと。事務局はマイクが動かせませんから、先程竹中委員からもありましたように質疑とか採決とか、そういうときには最低全員入っておく必要がございますので、基本的には入るのが前提ということでは考えています。ただ密を避けるという意味から交代制をとっている所もあるようでございますということで例示をさせていただいた説明でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

よその事例を聞けばやる所があるということなのですが、一番問題はどなたに控えとってくださいと。よその事例はどういうふうにしてそこを決めているのか。例えば、ここからこの議員は控室に控えとってくださいというのが簡単に決められるのかと。そこが無理なんじゃないかなということで発言をさせていただいておるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

よその事例の部分まで中身は調べておりませんが単純に密を避けると。うちの場合の議席で言えば、2人掛けですから2人のうち1人が抜けるという形でしか密を避けるということでの交代制というのはないのかなと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程私も例で言ったんですけど市川市議会というのがあるんですよね。ここは会派制をとっています。会派制をとってるから半分ずつ出席しましょうという合意はすぐ成り立つんですけど、先程浦川委員が言われたように、そしたら誰を半分にするかっていうのはなかなか難しいと思うんですよね。だから、私はそういう困難があるからこれはもう止めた方が良くないかなと。先程言いましたように、会議を開くには出席者の半数が出席しないと成り立たないんです。会議の開催もできないし、一番困るのは議長が困るわけですよ。だから、私はこれは止めた方が良くないかなと思います。その代わりにほかのものを検討すればいいと思うんですよ。例えば議員席が結構空いてますから同じ机に今2人いるのを1人ずつにして後ろに座らせるとか、あるいは傍聴を自粛するわけだから一般質問のときは傍聴席にいてもいいわけです。発言しないから。そんなやり方もあるわけですよ。だから工夫次第ではやれるんじゃないかなと思うわけ。特に一般質問なんか本人しか喋らないわけだから。傍聴席にいればいいわけだから。そうしたら少なくとも議員の方は密にはならない。そう考えます。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

議場の議員の席につきましては、1つは議案等の説明、提案、採決につきますときは各人の議席とするということで良いでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

もう1つは一般質問のとき。後ろに机を5個なら5個、座られないということであればくつつければ4個で足りるかもしれませんよね。そういうことで議場の中に議員はお

るといような方法で良いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。議場内です。そういうことでお願いをしたいと思います。次に部屋の利用について気付きがございましたので皆さんに確認をしたいと思うんですが、今決めていただきました席と関連するんですが、本会議は議場で行うということになるんですが、委員会の場合に産業厚生委員の部屋が狭いですよね。だから、例えば総務文教常任委員会が全協室を使うと。それから産業厚生委員会が第1委員会室。そういう利用をすると少しは広がるのかなという感じがするんですけども、何か別に方法があればその辺りの利用を決定しておきたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

理事者の出席というのを考えればなるべく広い方が良いから。さっき言った議場が使えれば議場と全協室と分けた方がもっと広いです。だから議場を委員会で使うということがもし可能であれば、それは議場と全協室と2つ使った方が良いと思う。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

11時まで休憩します。

(休憩 10時48分～11時00分)

○委員長（岩永政則委員）

11時になりましたので会議を始めたいと思いますが、町長におかれましては3期目の当選、今日は初登庁だったそうでございます。おめでとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思いますが、議運の会議の冒頭に議長から報告がありましたように、町長からの申し入れがあるということでございましたので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。先程委員長から話がありましたように、今日は3期目の初登庁の日でございます。町民の皆さん方から迎えられることで三度町政を担わせていただくことになりました。そのあと職員と少し懇談をいたしたところでございました。選挙期間中も議員の皆さん方には大変御高配を賜りまして、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っております。これからは執行部と議会というのは二元代表制でございます。車で言えば両輪でございます。皆さん方の存在なくして町の振興は一步も進まないわけでございますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。

今回お願ひいたしましたのは本町におきます新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

でございます。5月1日までに西そのぎ商工会とは話を進めながらまいったわけであり
ますけども、5月1日に要望書の提出をいただきました。そして町内の商工業者への経
済対策、支援策につきまして町としても緊急に取りまとめを行わせていただきまして、
いち早く町内事業者へ経済支援を行っていきたくと。そういうことで、今日はそういう
形での議題になろうかと思っておりますけども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

提案内容につきましては所管の部長から説明させていただきますので、よろしくお願
ひしたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは着座にて説明させていただきます。マスク付けたまま
申し訳ございません。発言をさせていただきます。それでは長与町内への事業者に関す
る経済的支援につきまして御説明を申し上げます。現在自粛等々があつておりまして、
新型コロナウイルスに立ち向かいながら、前向きに頑張つておられます全ての事業者に
対しましての支援が必要というふうに町としても考えておるところでございますが、ま
ずは影響が大きい飲食店など食品を扱う事業者に対しまして、今後も長与町で事業を継
続していただきたいと思ひまして、長与町事業継続支援金を給付させていただきたいと
考えております。概要につきましては1店舗当たり一律20万円を給付する予定として
おります。対象事業者につきましては飲食店及び食品を扱います小売業者と考えており
ます。財源につきましては臨時交付金の一部を充当する予定としております。受付期間
につきましては早く皆様の手にお届けをしたいと考えておりますので、来週早々にも受
け付けを始めさせていただきたいと考えております。なお、西そのぎ商工会とも十分協
議の上、今後も詰めさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

今説明が終わりましたので、お聞きをするということにさせていただきたいと思ひま
す。この場はですね。午後から全員協議会の予定がありますので、そこで若干質疑応答
があろうかと思ひますけども、この場につきましてはこれで終わりたいと思ひます。あ
りがとうございました。どうもお疲れさまでした。

それでは第2点目の一般質問についてを議題とさせていただきたいと思ひますが、今
もありましたように新型コロナウイルスの経済対策等、県あるいは市町におかれまして
もいろいろ検討され、いよいよ実践がなされようとしておりますけども、今までありま
したように、長与町においても商工業者並びに小売店についての検討が進められるとい
うことでございます。そういうこと等含めまして経済対策等の推進。並びに緊急事態宣
言が今月31日まで延長になりました。13県は従来どおりで、それ以外の32県につ
きましては若干緩和されるような事態もあるようでございますけども、兎にも角にも密
接を、3密を解消するというには変わらないということが継続されるということ等

もあるわけです。そういうことからいろいろまだ意見もありまして、そういう業務に専念をいただくということ等を含めた、その密を少なくするという視点から一般質問の実施の是非について、皆さんの意見をお聞かせいただきまして、申し合わせができるようだったら申し合わせ、できなければできなかったでやむを得ない面もあらうと思うんですが、委員の皆さんの忌憚のない発言をいただきまして、午後の全協に御報告をしていきたいと。決定したことは議長に報告しますけども、議長が全協を取り仕切るわけですが、そのときに説明を私の方でさせていただきたいと思っておりますが、そういうことで皆さんの意見を求めたいと思います。何かございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

方法論として一般質問をやめる行政体もあるし、やってる行政体もあるし。また時間を短縮したり、その手法を考えてやったりというところが様々あると思うんですね。だから議事進行として、するかしないかというのをまず決めていただいて、するのであればどうするのかという方法で順序正しく行った方が良いと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。はい。

○委員（河野龍二委員）

先程の議論からして、やれる条件は整ってると思うんですね、そういうやり方であればということですね。特に町長選挙が終わったあとですし、そういう意味ではしないという方向は無いと思うんですね。やっぱり通常どおりやるべきだと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程から出てますように、議長から町への要望を行うということで。例えばコロナ関連にしてみれば、この一般質問、6月議会を待っていろいろ言っても間に合わない状況だと思うんですね。この町への要望の中をしっかりとまとめていただいて、とにかく早く要望を出すというところで、議員皆さんの意見を聞きながらまとめていただくと。現状、執行部の勤務状況とかも聞きますと連休も出て仕事しとったとか、今からまだまだこの支援金とかいろいろな給付金とかの手続き等で、相当多忙であるというようなことも聞いておりますので、なるべく専念していただくという意味で、一般質問の自粛をしていただいたらどうかということ考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は結論から言えばやっぱりすべきだと。一般質問はですね。今は長与町は感染者が1名ですね、発生して。それからかなり経っているわけですね。よっぽど長与町が

混乱するような事態が無い限りは通常どおりすべきだと思います。状況が変われば別ですけれども。一つは昨日長崎県が外出自粛を緩和したんですよね。もう自粛しませんと。ただし県外には行ってくれるなっていう条件つきなんですよ。それと業種もスナックとかキャバレーとかクラブ、これは当面続きますと。しかもそれも5月20日までと。こういう状況なんです。だから、そうであれば国も緊急事態5月末と言ってるわけだから。6月の議会は通常どおりやれば良いんじゃないかなと思います。私はそういう観点から、すべきであると。終戦直後すぐ一般質問の制度が始まったんですよね、地方議会は。約70年の歴史があるわけですよ。一般質問って、一般って言う名称はないんですけれども、会議規則にも質問ができるという表現でなってるわけだから。会議規則も地方自治法の委任を受けて、会議規則を定めなさいとなってるわけです。その会議規則に一般質問が規定されとるわけで、できるとなっているわけです、一般質問をね。だからできないとなると、これ変えないといかん。もし一般質問したいという人があれば拒否できないわけね、今の規則上は。そういう意味では全員が辞退するなら別でしょうけども、したいと言えば拒否できないわけだから。これは通常どおりすべきだと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的に私も二元代表制の理念として、議員の権利として、一般質問はやるべきだと思うんですね。ただ、今いろんな状況の中でかなり私も格闘してるわけですけど。しかし、これは、やらないという選択はまず無いと解釈してます。ただそのやり方を少し工夫ができるのかなと。時津でやってるみたいに。具体的に言えば30分ぐらいに縮小して、なるべく密度を濃くして短くするとか、そういう部分はできるのかなと。しかし、やらないという選択は私も二元代表制の理念からは外れてくると。そのように思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにないですかね。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

昨日になって県が発表した情勢も変わってはきましたけれども、私は本来はどうしても一人ひとりの権利ですので、しないでくださいというのは決められないのかなと思ってはいるんですけれども、やり方を検討するとか、こういう情勢なので皆さんお聞きになりたいのもコロナの関連なのかもしれませんし。もう質問も考えられてということで、本来であれば町の職員もコロナのことで問い合わせやプラスした仕事はかなり立て込んでいるというのは聞いておりますので、そういった意味で職員に配慮するという事はないのかもしれませんけど、少し形を変えるとか、そういう意味もあるのかなと思ってきましたけれども。でも絶対したいというようなお気持ちがある方がおられるんであれ

ば、それを絶対やめなさいとか、全員で自粛しましょうというのは全会一致は得られないのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

全員のお考えを発言をいただきましたけども、基本的には止めるということを前提に議論というのはあり得ないわけでなんですけども、できれば、冒頭に申し上げましたようなことから皆さんの意見を出し合って、それで最終的な合意が得られるようであれば、申し合わせ的な形になり得ればどうかということ考えたのも事実でございます。しかし今、やるべきだというような意見もございますので、申し合わせをもって、しないと、自粛をするということにはなり得ないだろうというふうに考えられるわけですね。したがって時間も過ぎておりますので私から結論を申し上げますと、それぞれ個人の判断に委ねるということにしたいということで、異議なければこれは結論とさせていただきたいと思いますが、その前に方法論、先程竹中委員からもありましたけども、やるとすると密をできるだけ短時間に終えていくという考え方はそのままになっておるわけですので、時間的には1時間を30分に短縮をしてやるというような申し合わせができればと思いますが、その点については皆さんいかがでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程委員長が言われた、それぞれの議員ができるだけ時間短縮を図って質問をすると、それで良いと思うんですよ。ただ、そこで与えられた時間を短縮するというのもどうか。これまでもやってきた権利として1時間を与えて、こういうときだからこそ議会がしっかり対応するというのが必要だと思います。議員が短くできるところは短くするという努力はしていただきたいと思うんですけども、通常どおりの時間でやるという形はベストじゃないかなと思います。先程も言いますように、対策としては3密にならないような対策をとろうと。確かに職員に限っても部長も限定して出てきてもらうという判断ですから、そういう中でやればと思います。通常どおりの1時間を与えとくという前提でやるべきではないかなと。だから先程委員長が言われた、個人の判断で短縮をできるだけしていくというやり方でやっていただければなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私も河野委員と同じで、各自の判断で1時間の持ち時間を有効に使った方が良いと思います。一般質問は今回3つの感染症対策をきっちりとするわけですから。それと理事者側もそれなり的人数でするわけですから、町の負担もそんなに無いと思います。だから、きっちり1時間とればいいのかなと思います。もう1つ、時間を縮めると言うならば、これは実現が難しいかもしれませんが、私どもが事前質問書を出しますよね。そ

して町がそれに基づいて回答しますよね、議場で。その回答の部分を省略することはオーケーだと思います。その回答書をもらわんといかんね、事前に議員が。しかし、それは難しいかなという気がしておりますけども、それが可能ならばそういう方法でも多少は時間が短くなるんじゃないかなと。ただし、45分なら45分にするという方法も考えられます。回答をもらったら。しかし、事前にもらえないというのが私の議長のときにそういう話がありましたんで、実現が難しいなという気がしております。そうであれば通常どおりやって、きっちり感染症対策をやればいいんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は短縮時間を決めとって、それ以上はしていけないじゃなくて、本人の判断に任せると。少しグレーな時間を考えてるんですよ。だから30分ぐらいにして、なるべくそれぐらいで終わって、どうしても追求しなくてはいけない部分があればやぶさかではないと。少し変なお願いになるんですけど、そういう形を私は予想してます。もう1つ、多分今回質問される方はほぼコロナの問題だと思うんですよ。ほかのことを言ったらおかしいですもんね。今のこの時期にほかの質問をするというのはあまり考えにくいから、その辺を議長で幾らか精査していただいて、そして同一質問を何回もね、5人なら5人が5人共。攻め方とか考え方は違うんだろうけど、その辺は少し整理する必要があるんじゃないかなと。通告書を議長に出す訳だから作業としては厳しい、難しい問題が出てくるんだろうけど、その辺も議長のアドバイスによって時間短縮できるんじゃないかなという気持ちもします。初めての経験だから私もこれということ言えないけどね。私はそう思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

そしたらこの質問のことと含めて、発言時間についても竹中委員からも出ましたけども、30分ぐらいというお話もあるわけなんですけどもね、そういうこと等も念頭に置きながら質問をする、しない。これと発言の時間を含めて個人の判断に委ねるということにしたかどうかと思いますが、いいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それをすると、今度は順番の時間の設定をどうするのかということも。例えば私が質問して30分で終わると。そしたら結局、日にちは、今までどおり1時間分を設定して、そのままやるのか。もしくは短縮した分を短縮するのか。その辺まで話をしとかないとまずいんじゃないですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

質問をする、しない、発言時間を含めて個人の判断に委ねることとするということでもいいですね。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定させていただきます。

3点目に入りたいと思いますが、新型コロナウイルス感染に伴う町への要望なのか意見書なのか分かりませんが、提出についての件を議題としたいと思います。

議長からの説明を求めます。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

それでは議運長から指名がございましたので説明いたします。今回、コロナウイルス対策本部を立ち上げました。これは急遽でございましたけども、私の個人的な発議で発信をしまして各常任委員長、議運長に電話連絡でございましたけども、了承を得て立ち上げた次第でございます。立ち上げが長与町が3月14日やったんですけども、議会としては注視をしておこうということで遅れて3月23日に立ち上げたわけでございます。立ち上げて、わずか2日後に長与町から感染者が出まして、そのときも副議長に出席をしていただきまして、どうしようかということで会議をしました。そのとき私たちがものすごい危機感がございましたので、副議長と共に判断をいたしまして、今はこうして感染者が出たので役員会を止めて、接触を避けようということで皆さんに御報告をさせていただいたところでございます。それと同時に町の対策本部であったことは事務局長をお願いをいたしまして、順次報告をさせていただいた次第でございます。そういったことで、役員会もしていないことで皆さんにはいろいろな思いがあられたかもしれませんが、御理解をしていただきたいと思います。

それから今、委員長から振られたわけでございますけども、11時から対策本部の役員会を開こうと思っております。これは私の個人的な意見でございますけども、今、長与町でいろんな声が聞こえてくるんですね。議員とかいろいろな声が聞こえてきまして、議会としてあるいは対策本部として、長与町にそういった要望等を出したらどうかと考えております。全協の中で御意見を吸い上げて、今は白紙の状態でございます。それで皆さんにここで、する、しないということは諮っていただくわけにはいきませんが、全協の中でその辺を決めていただきながら、いろいろな御意見を吸い上げていただいて、するとなれば事務局に意見をまとめていただきたい。出す時期、まとめたものを方法的にどのようにして皆さんの承知を得るのか、まずは全協の中で意見が出たものを事務局にまとめてもらって、それをそのまま出させていただいて、こういうふうに皆さんに出させていただきましたよという通知をする方法もあるでしょうし、まずは出た

意見を事務局にまとめていただいて、それを皆さんにお諮りをして、間違えたところがあれば、そういう点を指摘していただきながら出す方法もあろうかと思います。そういった面を全協の中で皆さんに諮って検討をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

議長の思いでいろんな発言が聞かれますので、要望を町に出したいという意味で、具体的な内容については午後1時半からの全協で説明をするということでございますから、ここでは質疑は省略をしたいと思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それはそれでいいんですけど。さっき副議長から1つアドバイスをもらったんですけど、議員必携に要望は市まではできるけど町村はできないようになってるみたいですね。その辺あとで事務局は精査しとってくれないですか。出す、出さない、反対、賛成とそれは全く関係なく、それが出せるのかということについて、全協までに調査をしておいてくれないですか。市、県は出せる。関係官庁それと県知事宛てにですね。しかし町村は認められていないような感じがしますので、その辺私もはっきりしたことが言えないのでね。それを参考までに調べておいていただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにございませなかね。無いようでしたら時間が過ぎて申し訳なかったんですが、以上をもって本日の議会運営委員会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

（閉会 11時35分）